平成２５年（フ）第６２号
福岡市西区今宿東２丁目31番８―402号、破産手続開始決定時の住所佐賀県唐津市相賀2325番地
破産者　保利　鈴子
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２１号
長野県上伊那郡南箕輪村2673番地５
破産者　大田　幸雄
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第８２号
三重県名張市夏見1505番地87
破産者　青木商店こと　青木フミエ
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第３２０号
滋賀県栗東市坊袋172番地１　107号、前住所神奈川県秦野市戸川507番地の５
破産者　夢明舎こと　佐々木辰美
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０６号
滋賀県甲賀市水口町新城１番地、住民票上の住所大阪市福島区大開３丁目８番43号
破産者　大西　皓夫
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２６１号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島208棟201号
破産者　宮宇地榮藏
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６２号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島208棟201号
破産者　宮宇地勝子
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８５号
京都市上京区七本松通今出川上る片原町513番地
破産者　ＭＭ―Ｋこと　藤木　　薫
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
京都市左京区岩倉忠在地町537番地　グリーンマンション岩倉101
破産者　生田　敦也
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３３７号
京都市山科区音羽野田町７番地５　進和山科ハイライフ615、前住所京都市山科区東野八反畑町24番地28
破産者　中﨑　泰次
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
岡山県倉敷市上東1044番地10　さくらハイムＢ201
破産者　金谷　賢二
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
熊本市北区西梶尾町665番地
破産者　福住　嘉隆
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２６年（フ）第９２号
千葉市中央区港町２番８号　ラインビル港町302号、開始決定時の住所千葉市中央区松波１丁目５番７号　坂上マンション401号
破産者　小口　圭子
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０１号
千葉市中央区港町２番８号　ラインビル港町302号、開始決定時の住所千葉市中央区松波１丁目５番７号　坂上マンション401号
破産者　小口　　正
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３２６号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区３棟203号
破産者　吉川　嘉惠
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３３４号
千葉県船橋市海神１丁目24番23号　メゾンドール103号
破産者　船場ルミコ
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２６号
仙台市宮城野区原町１丁目３番14―507号
破産者　斉藤　　仁
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
仙台市若林区遠見塚３丁目７番23―109号、従前の住所仙台市若林区今泉２丁目11番27号シティハイムサイトウ１号棟201
破産者　大平　美穂（旧姓古谷）
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３号
茨城県筑西市幸町２丁目８番15号、開始決定時の住所栃木県小山市犬塚３丁目３番地28エントピアⅠ―205号
破産者　渡邉　春美
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３０５号
千葉県市川市中山１丁目14番６号
破産者　遠山　吉直
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係